

《法令等の改正による改訂のお知らせ》

法令等の改正に伴い、書籍の記述内容について、下記のような変更がございますので、お知らせいたします。

◎修正箇所：177 ページ 8 行目「3. 免許の効力の仮停止 ★★★」の囲み内②及び③

《改正前》

- ②酒酔い運転、無免許運転または無資格運転等の危険性の高い違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、または傷つけたとき
- ③その他酒気帯び運転などの違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させたとき



《改正後》

- ②飲酒運転（酒酔い運転・酒気帯び運転）、過労運転、無免許運転または無資格運転等の危険性の高い違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、または傷つけたとき
- ③最高速度違反または積載制限違反などの違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させたとき